第三条の六に次の一項を加える。

6　法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一　株券、有価証券信託受益証券であつて受託有価証券が株券であるもの及び法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの　千（これらの有価証券が特定投資家向け有価証券である場合には、千に内閣府令で定めるところにより計算した特定投資家の数を加えた数）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券　五百

第四条の二第二項中「当該有価証券が該当する次」を「次の各号」に、「の区分」を「又は電子記録移転権利の区分」に改め、同条第四項中「有価証券は、」の下に「法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる」を加え、「法第二条第二項第一号」を「同項第一号」に、「とする」を「並びに同項の規定により有価証券とみなされる電子記録移転権利（特定有価証券に該当するものに限る。）のうち同項第一号に掲げる権利（有価証券信託受益証券に該当するものを除く。）並びに同項第三号及び第五号に掲げる権利とする」に改める。

第八条第三項及び第五項第三号並びに第十四条の三の三第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第十五条の十の二第一項中「第十五条の四の二第四号及び第五号に掲げる有価証券」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十五条の四の二第四号及び第五号に掲げる有価証券

二　第二条の九第一項に規定する権利並びに第二条の十第一項第五号及び第十五条の四の二第七号に掲げる権利

第十五条の十の二第二項中「第二条の九第一項に規定する権利、第二条の十第一項第五号に掲げる権利及び第十五条の四の二第七号に掲げる権利」を「前項第二号に掲げるもの」に改める。

第十五条の十の六を次のように改める。

（適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない私募の取扱い）

第十五条の十の六　法第二十九条の五第二項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を適格投資家（法第二十九条の五第三項に規定する適格投資家をいう。次号において同じ。）以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該有価証券の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該有価証券を適格投資家以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該有価証券の私募の取扱いが行われること。

第十六条の四第一項第一号に次のように加える。

ニ　暗号資産関連店頭デリバティブ取引

第十六条の四第二項第一号中ニを ホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号資産関連市場デリバティブ取引

第十六条の四第二項第二号中「、ロ若しくはハ」を「からニまで」に改める。

第十六条の二十中「すべて」を「全て」に改める。

第十七条の十二第四項第二号中「全ての要件」を「要件の全て」に改める。

第十八条の三の表第四十条の項の次に次のように加える。

第四十三条の六第一項	金融商品取引行為	金融商品仲介行為

第十八条の六第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　電子記録移転権利又は第一条の十二第二号に規定する権利の売買その他の取引

第十八条の六の次に次の一条を加える。

（顧客資産から除かれる有価証券）

第十八条の六の二　法第七十九条の二十第三項第五号及び第六号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる電子記録移転権利及び第一条の十二第二号に規定する権利とする。

第十八条の七第一号及び第二号中「及び契約」を「、契約」に、「を除く」を「及び前条に定める有価証券を除く」に改め、同条第三号中「第二条第二十四項第三号の二」を「第二条第二十四項第三号の三」に改める。

第十八条の七の二第一項中「を行わない」を「（電子記録移転権利又は第一条の十二第二号に規定する権利に係るものを除く。次項において同じ。）を行わない」に改める。

第三十三条の五第十四号中「（法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ」を「又は電子記録移転権利（有価証券信託受益証券に該当するものを除く」に改める。

第三十三条の五の二第八号中「に該当する」を「又は電子記録移転権利（有価証券信託受益証券に該当するものを除く。）に該当する」に改める。

第三十八条第一項中「及び第百六十三条」を「、第百六十三条」に改め、「第百七十一条まで」の下に「及び第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四まで（法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「及び第百六十三条」を「、第百六十三条」に改め、「第百七十一条」の下に「まで及び第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四」を加え、同条第三項中「第四十二条の七」の下に「、第四十三条の六」を加え、「及び第百六十三条」を「、第百六十三条」に、「の規定」を「及び第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定」に改め、同条第四項中「及び第四十条」を「、第四十条」に、「の規定」を「及び第四十三条の六の規定」に改め、同条第六項中「及び第百六十三条」を「、第百六十三条」に、「の規定」を「及び第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定」に改め、同条第七項第一号及び第八項第一号中「第四十三条の五」の下に「、第四十三条の六（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十四条」を加え、「まで若しくは」を「まで、」に改め、「第百七十一条」の下に「まで若しくは第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四」を加え、同項第四号中「まで又は」を「まで、」に改め、「第百七十一条」の下に「まで又は第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四」を加え、同条第十項第一号中「、第四十四条」を「、第四十三条の六」に、「まで若しくは」を「まで、」に改め、「第百七十一条」の下に「まで若しくは第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四」を加える。

第四十五条第一号中「第百九十七条」を「第百九十七条第一項第一号から第五号まで又は第二項第一号」に改め、同条第六号中「の罪」を「又は第二号の二の罪」に改める。

（金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（金銭相当物の範囲）

第六条　法第三条第三項に規定する政令で定める金銭以外の財産は、次に掲げる財産とする。

一　前条第一号に規定する信託契約の締結に伴い顧客の譲渡することとなる金銭以外の財産

二　暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。第八条において同じ。）であつて、前号に掲げるものに該当するもの以外のもの